

「資源有効利用促進法」を知っていますか？

「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」では、建設工事の発注者及び受注者に建設副産物の発生抑制と再利用の促進に努めることを求めています。

（１）設計・計画段階で取り組むべきこと（発注者）

建設工事の設計・計画段階からの取組み

- ・資源有効利用促進法では受注者だけでなく発注者にも原材料の使用の合理化や再生資源の利用に努めることを求めています。
- ・これは、建設副産物の発生を抑制し再資源化等及び適正処理の促進を図るには、施工方法の選択など施工段階からの取組のみならず、**計画・設計段階からの取組がより重要**なためです。

（２）施工前に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成等

- ・元請企業は、**一定規模以上※の工事を施工する場合、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画を作成**することとなっています。
- ・また、工事現場において責任者を置くなど管理体制を整備し同計画の事務を適切に行うこととなっています。

（３）竣工後に実施すること（元請企業）

再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録・保存

- ・元請企業は、再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の**実施状況を把握して記録し、工事完成後 1 年間保存**することとなっています。

※計画の作成を要する一定規模以上の工事

《再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような指定副産物を搬出する工事 1. 土砂 …… 1, 000m ³ 以上 2. Co塊 As塊 建設発生木材 } …… 合計 200 t 以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量 3. その他、建設副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

《再生資源利用計画（再生資材を利用する際の計画）》

計画を作成しなければならない工事	計画に定める内容
次のような建設資材を搬入する工事 1. 土砂 …… 1, 000m ³ 以上 2. 砕石 …… 500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物 …… 200 t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

